

千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について（要旨）

1 無料低額宿泊所の概要

(1) 無料低額宿泊所とは

ア 無料低額宿泊所は、社会福祉法が第二種社会福祉事業として定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、運営する場合は、都道府県、政令市又は中核市に届出を行わなければならない。

イ 基本的に一時的な居住の場であり、直ちに単身での居宅生活が困難な方に対し居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設等の入所対象にならない方に対し居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担っている。

(2) 契約及び利用料

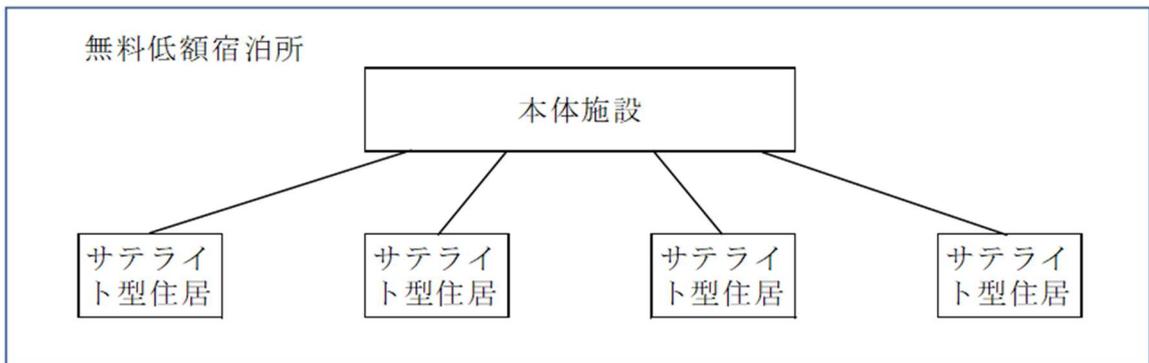
ア 利用者は、事業者と居室の利用に関する契約を締結するほか、希望する場合は、食事の提供等のサービスの提供に関する契約を締結する。

イ 事業者は、契約に基づき、利用料として、居室使用料、共益費、光熱水費、食事の提供に要する費用、日用品費などの費用を入居者から受領する。

(3) サテライト型住居とは

本体となる施設（以下「本体施設」という。）があり、それと一体的に運営される附属施設のこと。

本体施設と附属施設すべてを合わせて無料低額宿泊所といい、うち附属施設部分をサテライト型住居という。



※本市の無料低額宿泊所の状況及び無料低額宿泊所設置事業者に対するサテライト型住居開設に係る調査結果について、資料 2 - 2 参照

2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例改正について

(1) 社会福祉法の改正（令和2年4月1日改正）

無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法が改正され、規制が強化された。法定の基準を創設し、厚生労働省令（以下「国基準」という。）を標準とし、又はこれを参酌した上で、条例で基準を定めることとなった。

(2) 千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行（令和2年4月1日施行）

上記（1）及び国基準に基づき、「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）を施行した。

(3) サテライト型住居に係る基準について

国基準において、サテライト型住居に係る基準について規定はされていたが、下記理由により施行期日が令和4年4月1日施行とされた。

- ア サテライト型住居のような小規模な施設について、国基準発出時において位置づけが明示されていなかった
- イ 当基準の施行にあたっては、一定の準備期間が必要であり、国において施行期日までに必要な措置を講じるものとされた

(4) 各自治体の対応方法

条例制定にあたっては、国より下記2つの方法が示された。

- ア サテライト型住居に係る規定を整備した上で当該規定について施行を令和4年4月1日と定める方法
- イ 条例制定時にはサテライト型住居に係る規定は設けず令和4年4月1日までに条例改正する方法

(5) 本市の対応方法

本市は、国において講じる必要な措置を基にサテライト型住居に係る規定を整備するため、（4）イの条例改正の方法により対応することとした。（条例の改正案及び新旧対照表について資料2-3及び資料2-4参照）

※近隣の関東の自治体では、千葉県、神奈川県、茨城県、川崎市及び横須賀市が同様の対応方法を採り、本市と同様、施行期日までに条例を改正する対応としている。

3 サテライト型住居の設置基準

(1) 入居定員（標準基準）

- ア 本体施設 5人以上10人以下
- イ サテライト型住居 1住居につき4人以下

(2) 利用期間（参酌基準） 原則として1年以下

入居者の状況に応じた適切な転居先が確保できない等、特別な事情がある場合は、1年間を超えてもやむを得ないものとする。ただし、1年間を超えた入居継続の必要性の判断は、本体施設以上に十分な検討が必要である。

(3) 設置範囲 (参酌基準) 本体施設からおおむね20分で移動できる範囲

本体施設とサテライト型住居との全体として、一体的なサービス提供に支障がないものとするため、無料低額宿泊所の職員が通常用いる交通手段により、緊急時においても速やかに対応可能な範囲であることが必要である。

(4) 設置可能数 (参酌基準)

- ア 施設長の要件を満たす者が施設長のみの場合 4箇所以下
- イ 施設長の要件を満たす者が施設長以外に1人以上配置されている場合 8箇所以下

(5) 定員の合計 (標準基準)

- ア 施設長の要件を満たす者が施設長のみの場合 20人以下
- イ 施設長の要件を満たす者が施設長以外に1人以上配置されている場合 40人以下

※標準基準とは

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

※参酌基準とは

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

4 サテライト型住居の設備基準

設備基準については、サテライト型住居ごとに現行の基準が適用される。

- (1) 消火器、自動火災報知設備等の防火に係る設備 (努力義務)
- (2) 居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場 (原則として必ず設ける。)
- (3) 共用室、相談室、食堂 (必要に応じて設ける。)

なお、(2)に規定する基準については、他の者と共用することなく単独で使用する事(ワンルームマンション型)が望ましい形態である。

5 サテライト型住居の運営に係る留意事項

(1) サテライト型住居の意義

無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居宅生活へ移行するための準備及び訓練を行うもの。居宅生活の準備等を行う観点から、食事や日用品費購入については、自炊や買い物の機会の確保をする等、できる限り入居者本人が行うよう努めるものとする。

(2) サテライト型住居への移行方法

サテライト型住居への移行にあたっては、下記対応を行う。

- ア サテライト型住居設置事業者において、移行予定者の状態像や生活能力等のアセスメントを行う
- イ 移行予定者のサテライト型住居への移行の希望等を確認する
- ウ サテライト型住居への移行について、保護の実施機関への相談を行う
- エ 保護の実施機関は、サテライト型住居設置事業者及び移行予定者とともに支援方針を確認し、必要に応じ意見を付する

(3) 利用料の設定

本体施設に比較して支援に係る時間等が少ないことが想定されることから、サテライト型住居の入居者に対するサービス提供に係る費用について、本体施設の入居者と比較して不均衡とならないよう適切なサービス費を設定することが必要である。

6 スケジュール

令和3年12月	パブリックコメント手続開始
令和4年 2月	令和4年第1回定例会に条例改正議案提出
3月	議決
4月1日	条例の改正

7 参考資料

- ・厚生労働省令（国基準）（令和元年8月19日） ※資料2-5
- ・厚生労働省社会・援護局保護課長通知（令和3年8月27日） ※資料2-6